なお、この計画については、土地改良法第87条の２第10項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、土地改良法第87条の２第10項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の２第10項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年５月９日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営仙台東土地改良事業計画書（区画整理）の写し

２　縦覧期間

平成25年５月10日から平成25年６月６日まで

３　縦覧場所

宮城県仙台市並びに同市宮城野区及び同市若林区各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年２月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　幸和建設興業株式会社　木下　清輝　千葉県松戸市仲井町３―81―２　国土交通大臣許可（般・特―23）第22017号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可並びに造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年２月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年２月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　千代田化工建設株式会社　久保田　隆　神奈川県横浜市西区みなとみらい４－６－２　国土交通大臣許可（特―24）第2371号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年２月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年３月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コスモテック　虎野　吉彦　東京都千代田区岩本町２―４―３　国土交通大臣許可（般・特―22）第7893号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年３月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年３月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松浦建設株式会社　松浦　信一　千葉県野田市東金野井957―１　国土交通大臣許可（特―20）第20209号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年３月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年３月11日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太平洋興発株式会社　佐藤　幹介　東京都台東区元浅草２―６―７　国土交通大臣許可（般・特―22）第18605号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年３月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年３月11日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社新妻商事　新妻　文雄　神奈川県川崎市多摩区登戸2680―１　国土交通大臣許可（般―23）第9352号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年３月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年３月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックＳＳインフラシステム株式会社　柳瀬　明典　神奈川県横浜市都筑区佐江戸町600　国土交通大臣許可（特―23）第21935号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年３月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月９日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年３月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西田鉄工株式会社　大渕　憲二　東京都墨田区太平３－３―12アドバンス喜月ビル　国土交通大臣許可（特―21）第3304号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）